

P.8 空き家とは [詳しくはこちら](#) → <住宅課>

The screenshot shows the official website of Asahi City (栗東市) with a focus on vacant housing (空き家) policies. The page is in Japanese and includes a navigation menu, a search bar, and a main content area with several sections.

本文へ / 文字サイズ [標準](#) [拡大](#) / **背景色変更** [黒](#) [青](#) [白](#) / **音声読み上げ** / **Foreign language** [f](#) [t](#)

栗東市 [ホーム](#) [くらしの情報](#) [企業・事業者の方へ](#) [観光・特産](#) [市政](#) [組織から探す](#) [サイトの使い方](#)

現在の位置 [ホーム](#) > [組織からさがす](#) > [建設部](#) > [住宅課](#) > [業務内容](#) > [空き家対策](#)
> 「栗東市空き家等対策条例」及び「栗東市空き家等対策計画」を定めました

「栗東市空き家等対策条例」及び「栗東市空き家等対策計画」を定めました

栗東市では、近年の空き家等の増加に伴う様々な問題に対応するため、「栗東市空き家等対策条例」（平成30年10月）を定めました。

また、空き家等についての今後の方向性や施策展開のあり方を示す「栗東市空き家等対策計画」（平成30年10月）を定めました。

条例、計画の内容は下のPDFファイルでご覧いただけます。

空き家対策

- 1 [被相続人居住用家屋等確認書の交付について](#)
- 2 [平成28年度の空き家等対策計画作成に向けた取組](#)
- 3 [栗東市空き家等対策協議会](#)
- 3 [「栗東市空き家等対策条例」及び「栗東市空き家等対策計画」を定めました](#)

栗東市空き家等対策条例について

一 条例概要

本条例は、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に進めていくことによって、市民等の安全で安心な生活環境を確保し、魅力ある地域社会の実現に向けて、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」）に定めるもののほか、基本理念や関係する主体の責務や役割、その他必要な事項を定めました。

[PDF: 701.3KB](#)

栗東市空き家等対策計画について

一 計画概要

本計画は、所有者等、市民等自治組織、市民活動団体、事業者、市がそれぞれの責務、役割を果たしながら、連携・協働により事業を進めていく計画となっています。

一 計画期間

平成30（2018）年度から平成36（2024）年度までの7年間

一 4つの基本方針

方針1
空き家等対策を通じて総合計画や総合戦略の実現を目指します。

方針2
空き家等の段階、地域の特性に応じた的確な対策を実践します。

方針3
市民、地域、多様な主体、庁内関係かが連携・協働して実践します。

方針4
空き家等対策の先行モデルづくりを通して、点から面へ、魅力・活力ある地域づくりへの転換を図ります。

概要版

[【概要版】栗東市空き家等対策計画 \(PDF: 503.9KB\)](#)

全文（一括ダウンロード）

[【全文】栗東市空き家等対策計画 \(PDF: 3.3MB\)](#)

この記事に関するお問い合わせ先

住宅課（住宅）
〒520-3088
栗東市安養寺一丁目13-33 栗東市役所2階
電話：077-551-0347（住宅係）
ファックス：077-552-7000

P.10 子育て世帯空き家リノベーション事業 [詳しくはこちら](#) → <滋賀県>



活用・流通の促進

滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金

『滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金』とは、子育て世帯(※1)の方が、空き家バンクを通じて取得した既存住宅を改修する場合に、市町とともに改修費用の一部を補助するものです。

(※1)補助金の交付申請日の属する年度の末日において、義務教育終了前の子どもが、いる世帯

この事業は、空き家バンクを通じた既存住宅の取得を支援することにより、子育て世帯の定住による地域コミュニティの活性化と既存住宅の流通促進を図ることを目的としています。

また、この補助金は、市町を通じて行う補助ですので、申請は、関係する市町の担当課で行ってください。

平成31年度に補助事業を実施している市町と補助上限額

- ・栗東市(1世帯当たりの補助上限額:2,000,000円) ☎ 077-551-0347(直)
- ・高島市(1世帯当たりの補助上限額:2,000,000円) ☎ 0740-25-8526(直)
- ・東近江市(1世帯当たりの補助上限額:1,000,000円) ☎ 0748-24-5669(直)
- ・米原市(1世帯当たりの補助上限額:2,000,000円) ☎ 0749-52-6623(直)
- ・愛荘町(1世帯当たりの補助上限額:1,000,000円) ☎ 0749-37-8052(直)
- ・豊郷町(1世帯当たりの補助上限額:1,000,000円) ☎ 0749-35-8112(直)
- ・甲良町(1世帯当たりの補助上限額:1,000,000円) ☎ 0749-38-5061(直)
- ・多賀町(1世帯当たりの補助上限額:1,000,000円) ☎ 0749-48-8122(直)

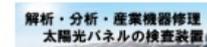
お問い合わせ

滋賀県土木交通部住宅課
電話番号:077-528-4235
FAX番号:077-528-4911
メールアドレス: hb00@pref.shiga.lg.jp

県土整備

- ◆ まちづくり
- ◆ 道路・橋梁
- ◆ 公共交通
- ◆ 住宅・建築
- ◆ 河川・港湾
- ◆ 砂防
- ◆ ダム
- ◆ 水道・下水道
- ◆ 技術・品質管理

バナー広告



P.10 木造住宅の耐震改修工事費等補助事業 [詳しくはこちら](#) → <住宅課>

The screenshot shows the Rittou City website with a navigation menu and a main content area. The main content area features a banner for '耐震改修工事費等補助事業' and a sidebar with a '業務内容' section. The banner includes a PDF link for '「耐震診断・耐震補強」パンフレット (PDF: 1.3MB)'. The sidebar lists '市営住宅について' and '市営住宅における吹付けアスベスト等の使用状況について'.

-中略-

5.木造住宅の耐震改修工事費等補助事業について（年間受付限度数：2件）

耐震診断の結果、倒壊又は大破壊の危険がある（上部構造評点0.7未満）と診断された木造住宅を上部構造評点0.7以上に引き上げる耐震改修工事に対して補助が受けられます。

■ 補助対象となる建物

1. 国土交通大臣が定める基準において、認定された一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法の項等に定める一般診断法又は精密診断法に基づいて、実施した耐震診断の結果、総合評点0.7未満の建物
2. 栗東市内の木造住宅
3. 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
4. 延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
5. 階数が2階以下であって、かつ、延べ床面積が300平方メートル以下であるもの
6. 木造軸組工法のもの（枠組壁工法、丸太組工法、大臣の特別な認定を受けた工法による住宅ではないもの）
 - 昭和56年6月1日以降に増築が行われた建築物で、増築部分とそれ以外の部分が一体となっているもの（同一棟増築）は対象外となる場合があります。

■ 補助要件

- 対象者は、栗東市内在住の住宅所有者であること。
- 当補助事業にかかる設計・監理者及び施工者は、滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会を修了し、名簿に登録されているものであること。

■ 補助対象経費

- 耐震改修工事にかかる設計・監理経費
- 耐震診断により、上部構造評点等を0.7以上に引き上げるものに係る経費

P.10 栗東市空き店舗等活用促進事業補助金制度 [詳しくはこちら](#) → < 商工観光労政課 >

本文へ / 文字サイズ [標準](#) [拡大](#) / 背景色変更 [黒](#) [青](#) [白](#) / 音声読み上げ / Foreign language [f](#) [t](#)

栗東市 AITTO CITY [ホーム](#) [くらしの情報](#) [企業・事業者の方へ](#) [観光・特産](#) [市政](#) [組織から探す](#) [サイトの使い方](#)

現在の位置 [ホーム](#) > [組織から探す](#) > [環境経済部](#) > [商工観光労政課](#) > [商工業](#) > [中小企業者・小規模企業者支援制度のご案内](#)
 > [平成31年度栗東市空き店舗等活用促進事業補助金制度のご案内](#)

平成31年度栗東市空き店舗等活用促進事業補助金制度のご案内

栗東市内の駅周辺（栗東駅、手原駅）の賑わい創出と地域経済活性化に向けて、指定区域内における空き店舗等の減少及び商環境の向上を図るため、予算の範囲内で空き店舗等を活用する新規出店者と当該空き店舗等の所有者に必要経費の一部を補助します。

募集期間について

- 平成31（2019）年6月3日（月曜日）から申請を受け付けます。
- ※上記日から申請書等を受付後、先着順で審査し、予算が無くなり次第受付を終了します。
- ※申請にかかる事前相談は、4月22日（月曜日）から行います。

制度の内容

一 対象者

1. 補助対象指定区域内で新たに店舗を出店したいと考えている方
2. 栗東市内ですでに店舗を営業している方で、新たに補助対象指定区域内での出店を考えている方（注釈）1と2いずれも個人または法人（中小企業者）
3. 補助金の活用を見込む新規出店者が出店を予定している店舗等の所有者の方（注釈）入居者がいない状態又は入居者を決定していない状態が原則として3箇月以上継続し、店舗として賃貸可能な建物の全部又は一部
4. 本事業補助金の交付を受けたことがある方でないこと。

一 対象となる主な業種

小売業、飲食業、サービス業 など（詳細は補助要領をご覧ください。）

一 補助対象経費・補助金額

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費	新規出店者	10分の2以内	20万円
	指定区域内における新規出店者で栗東市創業支援事業計画に基づく特定創業支援等事業の修了者	10分の3以内	30万円
店舗賃借料 (来客者用駐車場を含む)	新規出店者	10分の2以内	月額5万円 (最長12カ月)
	指定区域内における新規出店者で栗東市創業支援事業計画に基づく特定創業支援等事業の修了者	10分の3以内	月額8万円 (最長12カ月)
店舗修繕費	指定区域内において新規出店者が入店する店舗の所有者	10分の2以内	20万円

- ・改装費、修繕費については、市内に事業所を有する者に請け負わせることが対象となります。
- ・補助金認定決定前の事前着工は対象外となります。その他補助金交付には条件があります。

中小企業者・小規模企業者支援制度のご案内

- > [小規模企業者小口融資資金融資制度](#)
- > [セーフティネット保証制度](#)
- > [近代化事業奨励金](#)
- > [栗東市中小企業等信用保証料助成金交付制度](#)
- > [栗東市商店街街路灯整備事業補助金](#)
- > [栗東市創業支援融資利子補給金制度](#)
- > [平成31年度栗東市空き店舗等活用促進事業補助金制度のご案内](#)

P.10 危険なブロック塀等の撤去に対する補助 [詳しくはこちら](#) → <住宅課>

本文へ / 文字サイズ [標準](#) [拡大](#) / 背景色変更 [黒](#) [青](#) [白](#) / 音声読み上げ / Foreign language [f](#) [t](#)

 **栗東市** KITTO CITY [ホーム](#) [くらしの情報](#) [企業・事業者の方へ](#) [観光・特産](#) [市政](#) [組織から探す](#) [サイトの使い方](#)

現在の位置 [ホーム](#) > [組織からさがす](#) > [建設部](#) > [住宅課](#) > [業務内容](#) > 危険なブロック塀等の撤去に対する補助金について

危険なブロック塀等の撤去に対する補助金について

(注) 補助申請は平成30年8月6日より受付を開始します。

(注) 補助申請の手続きの完了前にブロック塀等の撤去工事を行うと、補助金を受けることはできません。

— 危険なブロック塀等の撤去に対する補助金について (受付期限：2019年12月中旬までの予定)

地震等の災害におけるブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び避難道路の確保をすることにより、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、道路に面した危険なブロック塀等の撤去をする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

— 補助の対象者

1. 市内に存するブロック塀等を所有し、当該ブロック塀を撤去する者 (市内在住要件は、問いません。)
2. 補助金の交付を受けようとする年度内に補助対象となる工事を完了する見込みのある者

ただし、次に掲げる者は補助の対象者から除きます。

- 市税の納付に滞りのある者
- 当該ブロック塀等に対し、公共事業等の用地取得に伴う損失補償を受けている者
- 当該ブロック塀等が設置されている場所において、過去にこの要綱による補助金の交付を受けている者
- ブロック塀等が存する土地の販売を目的としてブロック塀等を撤去する者
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者

— 補助対象工事

補助対象工事において撤去するブロック塀等は、次に掲げる要件を満たすものとし、法人が所有又は管理するブロック塀等は除きます。(個人が所有するブロック塀等に限り、ます。)

1. 撤去するブロック塀等の高さ(道路面からの高さをいう。以下同じ。)は、60センチメートル以上のものであること。ただし、道路面との差がある場合は、ブロック積の高さとする。
2. 道路面に面していること。ただし、水路等の緩衝帯がある場合は、ブロック塀等の高さ等により市員が判断するものとする。
3. 撤去した後のブロック塀等の高さが全て60センチメートル未満であること。
4. ブロック塀等が道路内に残存し、又は突出しないこと。

— 補助金額

- ブロック塀等の撤去に要する壁面6,000円/平方メートルにより算出する額又は撤去費用の2分の1に相当する額のどちらか低い額で、1敷地当たり15万円を限度とします。

— 申請の流れ

1. 補助金交付申請書 (申請者から市へ)
2. 補助金交付決定通知書 (市から申請者へ)
3. 補助金実績報告書 (申請者から市へ)
4. 補助金額確定通知書 (市から申請者へ)
5. 補助金交付請求書 (申請者から市へ)

業務内容

- > [市営住宅について](#)
- > [市営住宅における吹付けアスベスト等の使用状況について](#)
- > [危険なブロック塀等の撤去に対する補助金について](#)
- > [栗東市では建築物の耐震化に向けた支援事業を実施しています!](#)
- > [民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業費補助制度について](#)
- > [社会資本総合整備計画の公表について](#)
- > [開発許可制度について](#)
- > [開発許可制度の取扱基準](#)
- > [開発行為に関する技術基準](#)
- > [開発計画事前審査制度](#)
- > [栗東市開発事業に関する指図書](#)
- > [開発行為に伴う益路状道路の取扱いについて](#)
- > [住居系開発事業における接道条件の取扱いについて](#)
- > [電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備の設置の取扱いについて](#)
- > [工業系用途地域における住居系開発の新基準について](#)
- > [開発事業における駐車場の敷地外確保の取扱いについて](#)
- > [だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例](#)
- > [空家対策](#)
- > [住生活基本計画](#)
- > [長寿命化対策](#)